



さつま町SC事務局だより

『令和2年2月号』



発行: 公益社団法人さつま町シルバー人材センター ☎0996-52-3363

注) 「SC」はシルバー人材センター、「県シ連」は鹿児島県シルバー人材センター連合会、「全シ協」は全国シルバー人材センター事業協議会
「高齢者法」は高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。

町・県民税申告いかがな状況ですか！



今年は例年ごない暖冬ですが、皆様ご健勝のことと拝察いたします。

「暖冬」で推測することがあります。今年は草木の冬眠明けも早まり、早期から除草作業が多忙を極めるのではないのでしょうか。おそらくそうなると思います。

したがいまして、会員の皆さん、体力を蓄えられ準備万端、よろしくお願ひいたします。

さて、町・県民税申告がはじまりました。センターから配分金支払証明書を送りましたが、いかがな状況でしょうか。

ちよほどの機会ですので、配分金と申告の関係をお知らせします。

配分金は「雑所得」になりますので、町・県民税の申告が必要です。1年間に得た配分金収入から、配分金収入を得るために支出した必要経費を差し引いた金額が雑所得となります。

実際の必要経費が65万円未満の場合は、租税特別措置法第27条の「家内労働特例」を適用し、配分金の収入から65万円を上限として経費を差し引くことができません(ただし、収入金額を限度とします。)ので、センターが発行した「配分金支払証明書」を添付して申告を行ってください。

なお、65万円を超えるような必要経費、例えば、軽トラックの購入などがありましたら領収証を持参し、申告会場の町職員にご相談ください。また、配分金収入以外に、給与収入、事業所得(農業、漁業や一般の営業)や雑所得がある場合も適用が違いますので種類してください。



★★★★注意★★★★

配分金の収入に家内労働特例を適用するときは、次の点に注意してください。

◆給与収入がある場合

65万円から給与所得控除の金額を差し引いた残額が、特例で適用できる経費の上限額となります。給与収入が65万円を超えるときは、家内労働特例は適用できません。

◆事業所得、雑所得がある場合

事業所得(農業、漁業や一般の営業)や雑所得の実際の経費の合計と、事業・雑所得の実際の経費が65万円を超えるときには、家内労働特例を適用することができません。

税金対策も有効に行えば、シルバー事業に更に真摯に且つ前向きに向き合えますので、町・県民税申告をうまく乗り切ってください。

1 新会員の紹介！



1月に1名の入会がありました。結果、男性190名、女性95名、計285名です。先輩会員の皆さん、よろしくお願ひします。

会員数は、年度末の退会による減少を考慮すると、もう少し増やしておかないと前年度割れをきたす状況です。会員確保の活動をお願ひします。

| | 氏名 | 地域班(公民会) | 年齢 | 性別 | 入会年月日 |
|---|-------|----------|----|----|---------|
| 1 | 木下 孝幸 | 佐志班(布田) | 66 | 男 | R2.1.22 |

2 おくやみ

生駒とし子様(宮之城屋地1班) ご冥福をお祈り申し上げます。



3 2月の入会説明会！PRしてくださ～い！

2月18日(火) 9時～約2時間 センターで行います！

今年度は「女性会員拡大強化年度」として会員拡大に取り組んでいますが、思うように効果が出ていません。会員の皆さん、親戚、友人、知人へのお誘いの声掛けをお願いします。

情報としてお伝えしますが、公共事業の施設管理業務が増えつつあります。刈払い機や軽トラックを持っていなくても就業できる仕事です。

ご承知のとおり、年間の間には新規の施設や現在就業中会員の欠員などが発生し補充を必要とすることがあります。いわゆるタイミングがあるということです。管理業務を望まれる方は入会・登録されていまして、その機会はず必ずありますので、このようなことも含みの上、入会をお勧めください。

4 行事のお知らせ！

会員互助会幹事会

◆ 2月13日(木) 15:00～センター会議室

◆ 出席者(幹事及び監事(敬称略))

徳永満義、弥栄公一、新森一教、古城高志、田島義治、鈴木一美、立小野茂、東郷順之、軸屋隆一、内堀茂子、松岡慶子、福山桂子



地域班長・副班長会

◆ 2月14日(金) 15:00～センター会議室

◆ 年度末開催予定の地域班会の打ち合わせ

◆ 出席者(地域班長及び副班長(敬称略))



| 地域班名 | 班長 | 副班長 | 地域班名 | 班長 | 副班長 |
|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 宮之城屋地1班 | 有村 美代子 | - | 湯田・時吉班 | 新改 博美 | 伊地知 トミ |
| 宮之城屋地2班 | 古城 高志 | 新地 勉 | 山崎班 | 弥栄 公一 | 今村 大豪 |
| 虎居班 | 徳永 満義 | 福山 桂子 | 神子・鶴田班 | 立小野 茂 | 平野 正明 |
| 佐志班 | 玉利 義憲 | 田島 義治 | 柏原・紫尾班 | 鶴森 道内 | 前田 利治 |
| 船木班 | 軸屋 直樹 | 朝倉 滝也 | 求名班 | 小牟田 博文 | 東 徳次 |
| 紫陽班 | 福園 三夫 | 市来 ルミ子 | 中津川 永野班 | 上別府 広秀 | 上馬場 寛章 |

エステ体験会

◆ 2月21日(金) 午前10:00～12:00 午後1:00～3:00

◆ 会場 宮之城ひまわり館

◆ 内容 ミニエステ、スキンチェック、ネイル、ハンドマッサージ、眉スタイリングなど

◆ 講師
・フェイシャルサロン宮之城代行店 フルリールベル オーナー 深田 咲さん
・化粧品&エステ ウエダヤ オーナー 高橋 美音さん

◆ 参加費 300円

◆ 対象者 町内の60歳以上の女性なら誰でも

またとない素敵な機会ですので、お友達と一緒に体験してください。事前にお電話いただけましたら有難いです。

シルバー女子会第3弾



5 配分金見積基準が改定されました！

第3 回理事会において、配分金規約に規定する配分金見積基準が改定されましたので、

お知らせします。令和2年4月1日適用ですが、今回の改定は、消費税増税分を加味するとともに、地域における最低賃金を尊重し、社会的に相当な内容とするために改定されたものです。

ホームページにも掲載し公表してありますので、仕事を依頼された際の大まかな見積り等に使用してください。

公益社団法人さつま町シルバー人材センター配分金見積基準

令和2年4月1日施行

| 職 群 | 職種(仕事の分類・仕事の例) | 日額(単位:円) | | | 備 考 |
|----------|---|----------|------|--------|------------------------------|
| | | 配分金 | 事務費 | 合 計 | |
| 1. 技術群 | 経理事務・家庭教師・講師・各種講座等の指導 | 6,120~ | 734~ | 6,854~ | 816円/h |
| | 各種自動車の運転・各種設備の保守点検 | 8,150~ | 978~ | 9,128~ | 1,086円/h |
| | その他の特殊技術 | 7,130~ | 855~ | 7,985~ | 950円/h |
| 2. 技能群 | 大工仕事・左官工事・塗装工事・板金工事 | 8,150~ | 978~ | 9,128~ | 1,086円/h 道具代1,000円追加配分 |
| | 植木・造園工事・植木消毒・樹木の伐採 | 7,130~ | 855~ | 7,985~ | 950円/h 道具代500円~1,000円追加配分 |
| | 表具・表装作業 | 別表②参照 | | | |
| | その他の技能作業 | 6,620~ | 794~ | 7,414~ | 882円/h |
| 3. 事務群 | 一般事務・整理事務・調査・集計・統計事務 | 6,120~ | 734~ | 6,854~ | 816円/h |
| | 筆耕 | 別表①参照 | | | |
| 4. 管理群 | 施設管理・受付・商品在庫管理・その他管理 | 6,120~ | 734~ | 6,854~ | 816円/h |
| 5. 折衝外交群 | 販売・集金・配達・外交・検針その他の外務 | 6,120~ | 734~ | 6,854~ | 816円/h |
| 6. 一般作業群 | 屋内外清掃・屋内外雑役・軽作業・果樹園の手伝い 花の栽培・茶摘み・農作業(草取など含む) | 5,700~ | 684~ | 6,384~ | 760円/h 主に女性 |
| | 草払い・屋内外清掃・屋内外雑役 | 6,000~ | 720~ | 6,720~ | 800円/h 主に男性(草刈機借用1,200円追加配分) |
| | ゴミ収集・廃物処分・軽作業・農作業 | 6,120~ | 734~ | 6,854~ | 816円/h 主に男性 |
| 7. サービス群 | 遺跡発掘・安全指導・その他社会活動サービス | 5,900~ | 708~ | 6,608~ | 786円/h |
| | 高齢者・障害者・病弱者・児童福祉サービス 福祉家事援助サービス その他サービス | 別表④参照 | | | |
| 8. その他 | 墓地清掃等(詳細には個別対応) | 6,150~ | 738~ | 6,888~ | 820円/h 花代別途 |
| | モデル・芸能・その他 | 7,130~ | 855~ | 7,985~ | 950円/h |

①作業時間 ・1日の作業時間は、基本的に午前8時から午後4時30分までの7.5時間です。作業内容や時期で若干の違いがあります。

②交通費 ・会員の自宅から就業現場まで(別表⑤ 交通区分表による)

③刈草、樹木の枝、剪定くす等の処分料 ・民間処分所料金(1kgにつき14円+消費税10%)

④車借上げ料 ・センターの軽ダンプ等は、距離や運搬物・回数等を考慮して500円~3,000円(総額請負の場合を除く)

・会員の車の借上げ料は、距離や運搬物・回数等を考慮して500円~3,000円(総額請負の場合を除く)

公益社団法人さつま町シルバー人材センター配分金見積基準(別紙)

令和2年4月1日施行 (単位:円)

別表①筆耕

| 種 別 | 配分金 | 事務費 | 合 計 | 備考 | |
|---------|-------------|-------|--------|-------|------------|
| 宛名書き | 住所・氏名 ペン | 15 | 1 | 16 | 内容等状況により変更 |
| | 1枚当たり 毛筆 | 30 | 3 | 33 | |
| | 1箇所当たり ふでペン | 20 | 2 | 22 | |
| | 会社名・扉書 ペン | 19 | 2 | 21 | |
| | 1枚当たり 毛筆 | 50 | 6 | 56 | |
| | 1箇所当たり ふでペン | 40 | 4 | 44 | |
| 賞状(毛筆) | 全 文 | 2,550 | 306 | 2,856 | |
| | 名前のみ | 110 | 13 | 123 | |
| 席札・命名札等 | 110 | 13 | 33~123 | | |
| 式 次 第 | 3,000 | 360 | 3,360 | | |

別表③ 機械・器具等の消耗料・使用料(1日当たり8:00~16:30/燃料込み)

| 機械・器具名 | 消耗料・ | 機械・器具名 | 消耗料・ |
|-------------------------------|-------|--------------|-------|
| 草刈り機 | 1,200 | プレート | 800 |
| チェーンソー | 1,200 | 大工用具 | 1,000 |
| エンジンハッジトリマー | 1,000 | ロータリーモア | 1,000 |
| 電動ハッジトリマー (トリマー、発電機共に会員所有) | 1,000 | 芝刈り機 | 1,000 |
| 電動ハッジトリマー (センター発電機使用の場合) | 600 | 鋒スプレー(1缶当たり) | 1,000 |
| 動力噴霧器 | 1,500 | ブロワー | 1,000 |
| 高圧洗浄機 | 1,500 | | |
| コンクリートミキサー | 1,000 | | |
| 管理機 | 1,000 | | |
| 発電機 | 400 | | |
| ランマ | 800 | | |

別表⑤ 交通費区分表(会員の自宅から就業現場まで)

| 区分 | 往復の距離 | 交通費 | 備考 |
|----|---------|-----|----|
| 1 | 1.0km未満 | 100 | |
| 2 | 2.0km未満 | 200 | |
| 3 | 3.0km未満 | 300 | |
| 4 | 4.0km未満 | 400 | |
| 5 | 4.0km以上 | 500 | |

| 種 別 | 配分金 | 事務費 | 材料費 | 合 計 | 備 考 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 網 戸 | 特大 | 1,020 | 122 | 1,128 | 2,270 | |
| | 大 | 814 | 97 | 742 | 1,653 | 1m×1.8mのサイズ |
| | 中 | 620 | 74 | 566 | 1,260 | |
| | 小 | 410 | 49 | 371 | 830 | |
| 障 子 | 特大 | 1,020 | 122 | 458 | 1,600 | |
| | 大 | 814 | 97 | 339 | 1,250 | 古いもので骨組み加工は別途 (技術料は追加配分金、資材は 材料費) |
| | 中 | 620 | 74 | 206 | 900 | |
| 襖 | 小 | 410 | 49 | 171 | 630 | |
| | 特大 | 2,550 | 306 | 3,264 | 6,120 | |
| | 大 | 2,040 | 244 | 2,656 | 4,940 | 古いもので骨組み加工は別途 (技術料は追加配分金、資材は 材料費) |
| | 中 | 1,530 | 183 | 2,197 | 3,910 | |
| 小 | 814 | 97 | 1,962 | 2,873 | | |
| 片面 | 1,527 | 183 | 1,990 | 3,700 | | |

別表④ 介護・家事援助サービス(1日当たり8:00~16:30)

| 内 容 | 配分金 | 事務費 | 合 計 | 備 考 |
|--|-------|-------|-------|---------------------------|
| 屋外の清掃 ・衣類の洗濯、補助 ・住居などの清掃、整理整頓 ・関係機関等への連絡 ・話し相手、留守番、子守り ・その他 | 6,000 | 720 | 6,720 | 800円/h |
| 身の回りの世話 | 6,000 | 720 | 6,720 | 800円/h |
| 夜の介助(食事・排泄の世話) | 8,640 | 1,036 | 9,676 | 1泊 22:00~6:00 1,080円/h |
| 外出介助 ・車いすやタクシーで買い物、通院 介助等 | 6,000 | 720 | 6,720 | 800円/h |

6 教育訓練を開催しました！

平成27年労働者派遣法改正法に基づく新たな許可基準では、労働者派遣事業を営む者は派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること、その制度は派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な『教育訓練』の実施計画を定めていることとなっています。

また、『教育訓練』は派遣労働者全員に対して、入職時の実施は必須となっており、有給かつ無償で行わなければならないことから、1.5時間分の賃金が支払われるものです。

以上に基づいて、今回は1月15日(水)に6名を対象に、センター会議室で実施しました。

内容は、①教育訓練とは ②ビジネスマナー ③接遇 ④個人情報保護・人権 ⑤労働法関係の基本的な講習でした。今後も、キャリアの節目などの一定の時間ごとにキャリアパスに応じた研修等を行いますので、派遣事業に従事されている会員はご理解とご協力をお願いします。



7 就業が無かった方、少なかった方へのお知らせとお願い！

2月・3月を『就業相談月間』とします。

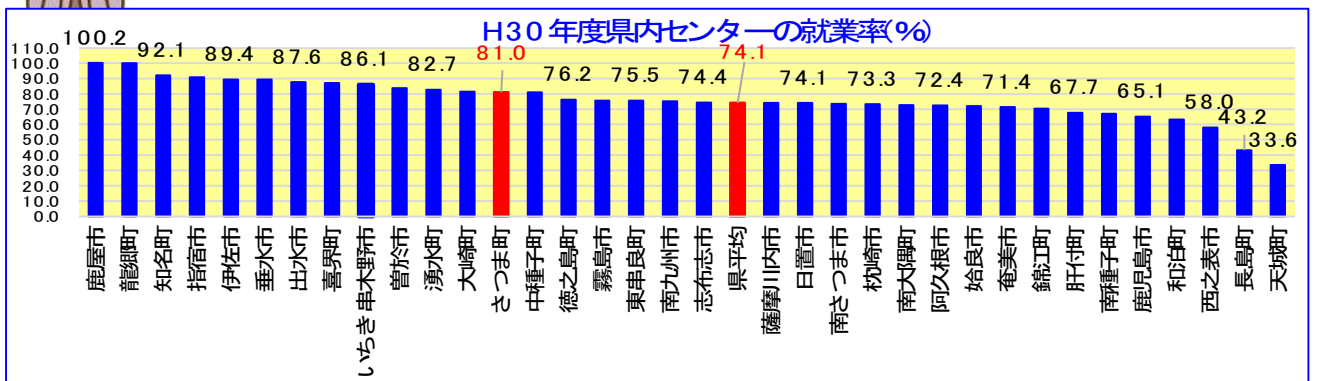
シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の就業の機会の確保のために必要な措置を講じなければなりません。したがって、今年度に就業機会の無かった、または少なかった会員に対して就業率向上など対策を講じる努力義務があります。

実態として、就業機会の照会はしますが、タイミング、日程、体力、健康、病気、入院、技術、能力、好み、得手不得手、人間関係、環境など様々な点で折り合わず、結果として未就業・低就業の会員がいらっしゃいます。当該会員におかれては、次年度継続関係等について思案されていると推測されますので、せっかく入会していただいたのに心苦しく感じています。

つきましては、2月と3月を就業相談月間として、会員の皆さんからの相談に応じたいと思います。就業のみに関わらず、シルバー人材センターに関すること、何でも結構ですのでご相談ください。

なお、相談の日時おいつでも結構ですが、できるだけ事前にご連絡の上、職員の指名や相談の概要等申し出ていただければ、より具体的な対応や提示ができると思いますので、お気軽にご相談ください。

関連としまして、県内センターの就業率をグラフでお知らせします。



8 臨時ニュース 傷害事故発生！無事故日数142日で途切れる！

2月3日(月)に就業中の事故が発生しました。今年度5件目(傷害2件・賠償3件)です。

《事故の状況》 高枝切りチェーンソーで桜の枝(直径10cm長さ2.5m)を伐採中、枝の落下を予測して後ろ向きで後方に退避衝動をとった際に足がもつれ転倒した。転倒によりヘルメット越しに側頭部を強打し皮下血腫及び右肘から手首にかけて擦過傷を負った。全治10日程度

これまでの事故例で総じて言えることは、作業前の安全確認(危険予知)が不足しています。今回の事故も安全確認の上、その対策を講じていれば、事故が回避できたかもしれません。また、確実に言えることは、ヘルメットが命を守っています。

会員の皆さん、今一度、就業前のミーティングと安全点検チェックを確実に丁寧に実施し、自分と仲間の安全安心を確保してください。『ゆるめるな！安全就業 心のネジを』(センター独自スローガン)

